

木造戸建て住宅性能向上改修工事等補助金に必要な書類

提出書類		性能向上改修	建替え等に伴う除却		
		耐震改修＋省エネ改修	建替え・住替え	空き家相続・遺贈	移住者の空き家購入
申請	交付申請書（様式第1号）	○	○	○	○
	住民票（申請日前30日以内）※1	○	○	○	○
	建物の所有者を確認できる書類 （登記事項証明書、固定資産税の納税通知書、名寄帳など）	○	○	－	－
	承諾書※2	△	△	－	－
	建築年月日を明らかにする書類 （登記事項証明書、固定資産税の納税通知書、建築確認済証、検査済証など）	○	○	○	○
	相続日が確認できる書類※3 （登記事項証明書、遺産分割協議書など）	－	－	○	－
	補助対象住宅を購入したことが分かる書類 （登記事項証明書、売買契約書など）	－	－	－	○
	市税の滞納がない証明書（申請日前30日以内）※4	○	○	○	○
	耐震診断結果報告書	○	○	○	○
	耐震補強計画書	○	－	－	－
	工事見積書	○	○	○	○
	省エネ性能等が分かる書類※5	△	－	－	－
完了	完了実績報告書（様式第5号）	○	○	○	○
	全ての施工箇所の写真（施工前、施工中、施工後）	○	○	○	○
	施工会社と締結した契約書の写し※6	○	○	○	○
	領収書の写し	○	○	○	○
	補助金請求書（様式第6号）※7	○	○	○	○
	転居または転入後の住民票の写し※8	△	△	－	－
	除却工事後に居住する住宅の耐震性確認書類 （建替え・空き家購入）新築住宅の建築確認済証など （住替え）転居後住宅の登記事項証明書など	－	○	－	○
その他	アンケート※9	○	○	○	○
	交付変更申請書（様式第3号）	△	△	△	△
	変更内容が分かる書類（工事見積書、設計書など）	△	△	△	△

○：必須 △：必要に応じて －：不要

※1 申請者と所有者が異なる場合はどちらも必須（空き家の相続・遺贈・購入による除却の場合は申請者のみ）

※2 申請者が対象住宅の所有者でない場合

※3 相続日が申請時より3年以内のもの

※4 申請者が市外住民の場合は原則不要だが、市内に固定資産等有する場合は必要

※5 性能向上改修工事のうち、省エネ改修工事を行う場合

※6 契約日は交付決定日以降であること

※7 補助金の支払先は申請者本人に限ります

※8 性能向上改修：申請時対象住宅に居住していない場合

建替え・住替え：賃借等住宅へ住替えた場合

※9 申請時にお渡しします